リ　信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

ヌ～タ　［略］

5　［略］

附　則

（財務局及び福岡財務支局の理財部検査監理官の職務及び理財部検査総括課の所掌事務の特例）

8　削除

（財務局及び福岡財務支局の理財部金融監督官の職務の特例）

9　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、第百九十九条第二項及び第二百十九条第一項第一号中「第二百二十七条第一項各号に掲げる検査」とあるのは「第二百二十七条第一項各号及び郵政民営化法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査」とする。

（財務局及び福岡財務支局の理財部金融監督官の職務の特例）

10　削除

11　郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、第二百条第二項中「第二百二十一条各号に掲げる事務」とあるのは「第二百二十一条各号及び郵政民営化法に規定する事務のうち、郵便貯金銀行（同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）及び郵便保険会社（同法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）に係る事務」とする。

リ　信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

ヌ～タ　［同上］

5　［同上］

附　則

（財務局及び福岡財務支局の理財部検査監理官の職務及び理財部検査総括課の所掌事務の特例）

8　当分の間、第百九十九条第二項及び第二百十九条第一項第一号中「第二百二十七条第一項各号に掲げる検査」とあるのは「第二百二十七条第一項各号及び附則第十四項各号に掲げる検査」とする。

9　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、前項中「第二百二十七条第一項各号及び附則第十四項各号に掲げる検査」とあるのは「第二百二十七条第一項各号及び附則第十四項各号に掲げる検査並びに郵政民営化法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査」とする。

（財務局及び福岡財務支局の理財部金融監督官の職務の特例）

10　当分の間、第二百条第二項中「第二百二十一条各号に掲げる事務」とあるのは「第二百二十一条各号及び附則第十二項各号に掲げる事務」とする。

11　郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、前項中「第二百二十一条各号及び附則第十二項各号に掲げる事務」とあるのは「第二百二十一条各号及び附則第十二項各号に掲げる事務並びに郵政民営化法に規定する事務のうち、郵便貯金銀行（同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）及び郵便保険会社（同法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）に係る事務」とする。

（財務局及び福岡財務支局の理財部金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務の特例）

12　削除

13　金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、第二百二十一条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、同法に規定する事務のうち、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る事務（検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（財務局及び福岡財務支局の理財部金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務の特例）

12　金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、第二百二十一条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、当分の間、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一　信託業法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第二条の規定による廃止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号。以下「旧特定債権法」という。）の規定に基づく旧特定債権法第二条第四項に規定する特定債権等譲受業を営む者の監督に関すること。

二　信託業法附則第六条の規定により旧特定債権法第二条第七項に規定する小口債権販売業を営む者の監督に関すること。

13　金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、第二百二十一条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、同法に規定する事務のうち、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る事務（検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。